

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

**告 示**

- 道路の区域を変更する件 三六九
- 一般競争入札を行う件 三七〇
- 肥料の登録の有効期間を更新した件 三七〇
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件三件 三七一
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件 三七一
- 土地改良区の清算人が退任した旨届出があった件 三七一
- 県営土地改良事業の工事が完了した件十二件 三七三
- 福島海区漁業調整委員会 三七三
- はえなわ漁業について指示する件 三七四
- 小型定置漁業の保護区域について指示する件 三七五

**正 誤**

- 令和四年七月二十二日付け号外第四十三号中 三七五

## 告 示

### 福島県告示第五百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年八月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年八月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前	敷地の幅員	延 長
		変更後		

## 公 告

県道いわき浪江線	双葉郡楢葉町大字大谷字山沢七三番六地先から同郡同町大字大谷字山沢九二番五地先まで	の 別	(メートル)	(メートル)
		変更前	二二・〇〇 三〇・八	七八・〇
		変更後	一一・五〇 二六・九	七八・〇

(道路計画課)

## 公告第185号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庁舎の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和4年8月19日

福島県知事 内堀 雅 雄

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県庁舎の電気供給業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和5年1月1日から同年12月31日まで
- (4) 供給場所 福島県庁舎（福島県福島市杉妻町2番16号）

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (5) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和4年9月15日（木）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部文書管財総室施設管理課

電話024-521-7080

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年9月15日（木）午後5時15分まで必着とする。

## 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和4年8月19日（金）から同年9月15日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

## 5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和4年8月29日（月）午後5時15分までに必着で請求すること。

## 6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和4年9月29日（木）午前10時
- (2) 場所 自治会館5階502会議室（福島県福島市中町8番2号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年9月28日（水）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。

## 7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務

規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に  
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示  
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単  
価（小数点以下を含むことができる。）。同一月においては単一のものとする。）  
及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。）。同  
一月においては単一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定  
使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書  
に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に  
1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格  
とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問  
わず、見積もった契約希望金額から、契約希望金額の110分の10（当該金額に1円未  
満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を控除した金額を入札書  
に記載すること。
  - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を  
行った入札者を落札者とする。
  - (4) 契約書作成の要否 要
  - (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦  
情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320  
号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の  
執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
  - (6) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity Supply for use at the Fukushima Prefectural Government Office Building 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 29 September 2022
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 28 September 2022
- (4) Contact point for the notice: Facilities Management Division, Archives and Property Management Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7080

(施設管理課)

公告第百八十六号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。  
令和四年八月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	氏名又は名称	住所	更新した登録の有効期限
			テルカリ分				
2	炭酸カルシウム肥料	53.0炭酸カルシウム肥料	53.0	その他の制限事項および公定規格のとおり。	旭鉱業株式会社	東京都台東区上野桜木一丁目13番地2号	令和10年7月31日

(農業総合センター)

公告第百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。  
令和四年八月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称  
磐梯西部土地改良区  
退任した役員  
役別 氏名 住所  
理事 鈴木 一三 耶麻郡磐梯町大字大谷字北原三九三四番地

(農村計画課)

公告第百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

令和四年八月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称  
檜葉町土地改良区  
退任した役員  
役別 氏名 住所  
監事 安藤 英明 双葉郡檜葉町大字下小埜字麦入四九番地の二

(農村計画課)

公告第百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。  
令和四年八月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称  
請戸川土地改良区  
退任した役員  
役別 氏名 住所  
理事 吉田 数博 双葉郡浪江町大字苜宿字原下一五七番地

(農村計画課)

公告第百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。  
令和四年八月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称  
会津坂下町只見川土地改良区  
退任した役員  
役別 氏名 住所  
理事 廣瀬 東洋 河沼郡会津坂下町大字高寺字舟渡四五八八番地  
同 小野 稔 同 郡同 町大字坂本字村中乙六六番地  
同 長谷川 孝志 同 郡同 町大字片門字門甲一三二番地  
同 小畑 修一 同 郡同 町大字束松字杉山六三九番地  
同 鈴木 健壽 同 郡同 町大字束松字町屋敷内一〇七番地  
同 石見 利彦 同 郡同 町大字高寺字窪倉二七七番地  
同 猪俣 裕嗣 同 郡同 町大字坂本字村中丁一一八六番地一  
同 赤城 正登 同 郡同 町大字片門字下ノ平五七番地四  
同 渡辺 秀一 同 郡同 町大字高寺字窪一八〇〇番地

同 長谷川 和己 同 郡 町大字東松字下屋敷乙四一七番地  
 就任した役員  
 役別 氏名 住所  
 理事 廣瀬 東洋 河沼郡会津坂下町大字高寺字舟渡四五八八番地  
 小野 稔 同 郡 町大字坂本字村中乙六六番地  
 同 長谷川 孝志 同 郡 町大字片門字片門甲一三二番地  
 同 小畑 修一 同 郡 町大字東松字杉山六三九番地  
 同 渡辺 秀一 同 郡 町大字高寺字窪一八〇番地  
 同 猪俣 勇一 同 郡 町大字坂本字石田丁一六八九番地  
 同 早川 清隆 同 郡 町大字片門字片門甲一三一番地  
 同 小久保 誠 同 郡 町大字東松字西天屋五三九番地  
 同 高梨 茂 同 郡 町大字東松字泥布沢五〇五番地  
 同 椎野 幸雄 同 郡 町大字高寺字窪倉二七五番地  
 同 長谷川 伸 同 郡 町大字藤字舟渡二二一六番地

(農村計画課)

**公告第九十一号**  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。  
 令和四年八月十九日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称  
 大熊町土地改良区  
 退任した役員  
 役別 氏名 住所  
 監事 新長 英一 双葉郡大熊町大字熊川字久麻川七五番地  
 就任した役員  
 役別 氏名 住所  
 監事 新長 英一 双葉郡大熊町大字熊川字久麻川七五番地

(農村計画課)

**公告第九十二号**  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が退任した旨届出があった。  
 令和四年八月十九日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区  
遠野土地改良区

退任した清算人  
 役別 氏名 住所  
 清算人 鈴木 昌孝 いわき市遠野町入遠野字有実三一三番地  
 石森 勝利 同 市遠野町根岸字成沢二八番地  
 同 鈴木 實 同 市遠野町入遠野字落合二四五番地  
 同 平子 不三男 同 市遠野町上遠野字東山一五一番地  
 同 上遠野 忠雄 同 市遠野町上根本字下戸内四二番地  
 同 根本 恵好 同 市遠野町上根本字根本七五番地  
 同 酒井 伸平 同 市遠野町上根本字前田五一番地の一  
 同 佐坂 邦彦 同 市遠野町滝字川原一〇番地  
 同 水野 洌 同 市遠野町滝字小久保一〇番地  
 同 駒木根 利正 同 市遠野町深山田字仲内八六番地

(農村計画課)

**公告第九十三号**  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の三第三項の規定により、西郷南部地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地防災事業)の工事は令和四年三月二十四日完了したので公告する。  
 令和四年八月十九日

福島県知事 内堀雅雄

**公告第九十四号**  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の三第三項の規定により、和田地区に係る県営農用地災害復旧関連区画整理事業の工事は令和四年二月二十八日完了したので公告する。  
 令和四年八月十九日

福島県知事 内堀雅雄

**公告第九十五号**  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の三第三項の規定により、後和田一号地区に係る県営農地災害復旧事業(平成二十三年災)の工事は令和四年二月二十八日完了したので公告する。  
 令和四年八月十九日

福島県知事 内堀雅雄

公告第九十六号

(農村計画課)

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、前和田一号地区に係る県営農地災害復旧事業（平成二十三年災）の工事は令和四年二月二十八日完了したので公告する。  
令和四年八月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
（農村計画課）

**公告第百九十七号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、中子一号地区に係る県営農地災害復旧事業（平成二十三年災）の工事は令和四年二月二十八日完了したので公告する。  
令和四年八月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
（農村計画課）

**公告第百九十八号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、後和田第一地区に係る県営農地災害復旧事業（平成二十三年災）の工事は令和四年二月二十八日完了したので公告する。  
令和四年八月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
（農村計画課）

**公告第百九十九号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、前和田第一地区に係る県営農地災害復旧事業（平成二十三年災）の工事は令和四年二月二十八日完了したので公告する。  
令和四年八月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
（農村計画課）

**公告第二百号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、中子第一地区に係る県営農地災害復旧事業（平成二十三年災）の工事は令和四年二月二十八日完了したので公告する。  
令和四年八月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
（農村計画課）

**公告第二百一号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、後和田第二地区に係る県営農地災害復旧事業（平成二十三年災）の工事は令和四年二月二十八日完了したので公告する。  
令和四年八月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
（農村計画課）

**公告第二百二号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、前和田第二地区に係る県営農地災害復旧事業（平成二十三年災）の工事は令和四年二月二十八日完了したので公告する。  
令和四年八月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
（農村計画課）

**公告第二百三号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、中子第二地区に係る県営農地災害復旧事業（平成二十三年災）の工事は令和四年二月二十八日完了したので公告する。  
令和四年八月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
（農村計画課）

**公告第二百四号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、相馬第二地区に係る県営農地災害復旧事業（令和元年災）の工事は令和四年二月二十八日完了したので公告する。  
令和四年八月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
（農村計画課）

**福島海区漁業調整委員会**

**福島海区漁業調整委員会指示第二号**

福島県の地先海面におけるはえなわ漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十条第一項の規定により、次のとおり指示する。  
令和四年八月十九日

福島海区漁業調整委員会  
会長 今野 智光

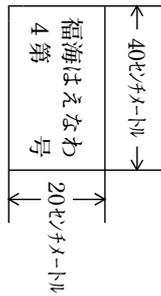
一 操業の承認  
最大高潮時海岸線における富岡川河口中央から正東の線以南の水深百メートル以上の福島県の海域において、はえなわ漁業（浮きはえなわ漁業を除く。）を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

二 承認の対象漁船  
はえなわ漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数七トン未満とする。

三 操業期間  
一に規定する海域における操業期間は、令和四年十月一日から令和五年三月三十一日までとする。

四 制限又は条件  
1 操業の禁止区域  
次に掲げる海域での操業は、禁止する。  
北緯三十七度十七分四十九秒以南の水深百メートルから水深三百メートルの福島県の海域

2 承認証の備付け及び標識の表示  
操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定  
操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

五 承認の取消し  
この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間  
この指示の有効期間は、令和四年十月一日から令和五年九月三十日までとする。

福島海区漁業調整委員会指示第三号

福島県の地先海面における小型定置の保護区域について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和四年八月十九日

福島海区漁業調整委員会  
会長 今野 智光

一 保護区域  
小型定置の保護区域は、次のとおりとする。

漁業の種類	保護区域
小型定置（第二種共同漁業権及び福島県漁業調整規則第四条第一項第十一号により営むもの）	網漁具張り立ての位置から、前面五百メートル、後面五百メートル及び沖面五百メートルの連絡線によって囲まれた区域

二 漁業の禁止

一の保護区域においては、まき網漁業、固定式刺し網漁業、流し網漁業、機船船びき網漁業、かご漁業、どう漁業及びつぼ漁業を営んではならない。

三 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和四年九月一日から令和五年八月三十一日までとする。

正 誤

ページ	段	行	正	誤
二	上	二二	令和四年福島県規則第四十号	令和四年福島県規則第一号

○令和四年七月二十二日付け号外第四十三号中